

三方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）

1 都市づくりの基本理念

(1) 湖の自然や歴史・文化を活かした都市づくり

少子高齢化（平成27年には3人に1人が高齢者）が進行し経年的に人口は減少しており、また、財政は硬直化する傾向にある。これらのことに加え、全国的に情報インフラの整備が進み居住地の選択の幅が広がってきており、また、余暇生活や心の豊かさを大切にする人が増加する等価値観が多様化している中、都市間の競争が激化していくと予測できる。

これらに対応していくためには、都市の住民が地域への誇りや愛着を深め安心して住み続けていきたくなるように、また、他の都市の人が訪れ住みたくなるように、魅力あふれる都市を創造していかなければならない。

そこで、本都市計画区域では、「三方五湖や都市一体にひろがる田園等の優れた自然的環境」、「農業や観光産業等の産業」および「都市内に点在する歴史的・文化的な遺産」等の魅力的な都市の個性を守り・活かしながら、都市機能が向上していくように適切な土地利用や都市施設の整備を行っていく。

その結果、農地等の里地や里山の環境の保全、都市の快適性や利便性の向上および人口や産業の流出の抑制等の効果が期待でき、また安心して暮らしていける魅力ある都市空間の創出が期待できる。

(2) 都市間の連携による都市づくり

人口の減少、少子高齢化の進行および今後も増大する都市施設の維持等の広域的に取り組むべき課題がある。

また、既に製造品の出荷額や第2次産業就業者減少していることから、産業の空洞化が進んでいる恐れがある。

これらに対応していくためには、嶺南地域のみならず更に広域的な圏域での活発な交流を促進する基盤を築いていくとともに、都市施設の共同での利用や運営を図っていかなければならない。

そこで、本都市計画区域では、近畿圏、北陸地域および県内の各都市との連携を強化する広域交通網を整備し、また小浜線等の公共交通の利用を促進するとともに、複数の都市の連携による都市施設の整備や維持、またはその有効利用を推進していく。

その結果、交流人口が増大し都市が賑わうこと、必要な都市施設が効率的に整備され財政の負担が軽減することの効果が期待できる。

(3) 自然環境と融合した都市づくり

本都市計画区域は、三方五湖を北端に、細長く南北に広がる田園の中に農村集落が分布しており、農業を基幹産業として発展し、自然的環境に非常に恵まれた都市である。

この恵まれた自然的環境は、都市の大きな魅力であり、都市の活力を維持していくために必要な資源である。

そこで、本都市計画区域では、自然的環境に融合した農村集落等の環境を維持していくとともに、自然的環境を損なう開発の抑制に努めていく。

その結果、農地等の里地や里山の自然的環境の保全や人口の流出の抑制等の効果が期待でき、都市の活力の維持に繋がっていくと考える。

2 区域区分の設定の判断

(1) 区域区分の設定の有無

無し

(2) 区域区分の設定の判断理由

本都市計画区域では、人口が10万人以下で都市単独での自立成長性が低く、また、都市全体の人口が減少し、かつ用途地域外での農地転用が非常に少ないため、市街地が拡大または分散する可能性はないと推測できる。

このことから、区域区分は設定しないこととする。

3 概ね 10 年後の都市計画区域に配置する人口と産業の規模

(1) 10 年後の都市計画区域に配置する概ねの人口

(単位 : 人)

概ねの人口	H12	H22
三方町	8,000	7,000

(2) 10 年後の概ねの産業規模 (過去のトレンドによる将来の見通し)

(単位 : 百万円)

概ねの商業年間販売額	H11	H22
三方町	7,600	7,100

行政区域全体の商業年間販売額

(単位 : 百万円)

概ねの製造品出荷額等	H12	H22
三方町	23,000	18,700

行政区域全体の製造品出荷額等

4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 主要な用途の配置の方針

土地の自然的条件および土地利用の動向を勘案して、各用途を適正に配分することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進および公害の防止等適正な都市環境を保持するように配置する。

(2) 建築物の密度構成に関する方針

住宅地

良好な田園風景を維持し、戸建て住宅のゆとりある居住環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

(3) 郊外（用途地域指定後は用途地域外）の土地利用の方針

自然環境や田園風景を保全していくために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整を図りながら、郊外の開発は抑制していくことを基本とする。

しかし、農村の地域社会維持等の特別な理由がある場合は、町の都市計画マスタープラン等の土地利用計画に即して、「計画的な市街地形成を害さない」、「良好な基盤整備が担保できる」、「開発にともなう浸水被害を防止できる」、「自然環境、営農環境および居住環境を害さず、特に希少種の生育・生息する環境は害さない」という条件を満たす地区で、適切な規模の開発を行う。

特に開発を抑制または制限すべき地域

イ) 自然環境を有する地域

国定公園指定地域の三方湖周辺や、その他の山地、里山（特に希少種が生息する地域）等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源の涵養および水害や土砂災害の防止等のために、開発の抑制を図る。

ロ) 優良な農地を有する地域

集団的に存在する農地や土地改良事業等が施行された農地は、優良な農業の生産基盤であり、水田が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保および田園風景の維持を図るために、開発の抑制を図る。

ハ) 土砂災害の危険性が高い地域

都市に隣接する土砂災害の危険性が高い山地周辺は、十分な安全性を有する範囲で開発の制限を図る。

二) 甚大な洪水被害が予想される地域

洪水氾濫により甚大な浸水被害の可能性が高い地域は、十分な安全性を有する範囲で開発の制限を図る。

その他の地域

農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部で、農家の世帯分離による宅地需要がある場合は、良好な基盤整備を確保し、自然環境、集落環境、営農環境および雨水の流出増加の防止に配慮した上で、適切な規模の開発を許容し、集落の地域社会を維持する。

新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。

優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とするが、農村の地域社会維持等の特別な理由がある場合は、先に示した条件を満たす地区で、適切な規模の開発を行う。

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 交通施設について

交通体系の整備の方針

バス路線や小浜線の鉄道の維持、活性化を図り、自動車に依存する交通体系から自動車と公共交通が共存できる交通体系へ転換する。

また、道路については、ふくいの道30分圏構想が実現されているが、新たに道路を配置する際には、計画的な市街地形成を害するような無秩序な開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。

整備水準の目標

ふくいの道30分圏構想の目標は次の通りである。

ふくいの道30分圏構想の達成度		H14	H22
町村と近接都市間のアクセス	三方町～敦賀市	達成	-
	三方町～小浜市	達成	-
市町村と近接IC間のアクセス	三方町～敦賀IC	達成	-

ふくいの道30分圏構想とは、県内の隣接する都市間、周辺町村から各地域の中心都市まで、および周辺町村や中心都市から高速道路のインターチェンジまでを、それぞれ概ね30分で到達できる道路網にしようとする構想であり、この構想における都市とは市のことである。

主要な施設の配置の方針

イ) 公共交通関連施設の配置

交通結節機能を向上させ、また広域交通網を強化するために、小浜線の駅等の交通結節点で、公共交通の利用の需要を勘案して駐車場や駐輪場の整備を図る。

ロ) 道路の配置

舞鶴若狭自動車道および関連アクセス道路の整備を促進することで、敦賀港へのアクセスを一段と強化し、関西、中京、北陸の物流ネットワークを充実させるとともに、災害時における東西方向の代替連絡機能や緊急避難道路を確保する。

道路の構造は、自転車および高齢者・障害者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。

(2) 下水道について

下水道の整備の方針

下水道は、効率的かつ経済的な汚水処理施設整備を促進するため、「福井県汚水処理施設整備構想」に基づいて、他の汚水処理施設に比べて経済的な区域を整備する。

都市化の進展により、雨水の地下浸透や貯留能力が減少し雨水流出量が増大する地域では、河川の整備にあわせて雨水対策を推進し、水害から住民の財産を守る。

整備水準の目標（町の行政区域の整備水準）

（単位：％）

普及率 ¹	H13	H22
三方町	97（45）	99（47）

1 普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口³ / 行政人口 × 100

2（ ）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口 / 行政人口 × 100

3 供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

下水道の整備目標

概ね 10 年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。

市町村名	概ね 10 年以内に整備する地区
三方町	海越地区

(3) 河川について

河川の整備の方針

イ) 治水機能の確保

「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」、「土地区画整理事業との連携など地域開発に関連して緊急を要する河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。

河川改修にあたっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。

開発により、その土地が従来有していた浸透・貯留機能や遊水機能が失われ河川に負担がかかることのないように、土地利用規制や開発事業個別の調整池の設置など流域全体として総合的な治水対策を推進する。

ロ) 良好な水環境の保全

アオコの発生や水質汚濁が著しい湖沼については、アオコの発生抑制、水質改善の一環として、有機物を多量に含む底泥の浚渫を計画的に推進する。

ハ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備

河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、都市の潤いのある憩い空間、身近に自然とふれあえる空間として整備する。

市町村と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。

河川の整備目標

概ね 10 年以内に整備する予定の河川等を以下に示す。

整備方針	河川名	全体計画量 (m ³) ¹	整備内容	概ね 10 年以内の整備量 (m ³) ²
良好な水環境の保全	三方湖	256,000 (ハス川河口周辺)	浚渫	128,090 (完成)

1 () 内は全体計画区間を示す。

2 () 内は概ね 10 年以内に整備する区間を示す。但し、概ね 10 年以内に完成する河川等は、「完成」する旨を示す。

(4) その他の都市施設について

その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を勘案し、また都市機能を維持・増進し良好な都市環境が形成されるように配慮する。

子どもから高齢者まで全ての住民の生活利便性の向上や中心市街地の活性化等のために、交通の利便性が高い三方駅等の交通結節点で、公用施設や教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の公益的施設の集積を図る。

6 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

都市の骨格となる緑は、都市を包みこむ若狭湾と野坂山地の山岳地および三方五湖である。

また、都市内では、田園に農村集落等が点在しており、また、多くの小河川が流れ、緑地に連続性を与えている。

このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能を強化していくために、放射環状型の緑地を基本構造として、自然的環境の保全または整備を図る。

自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。

(2) 主要な緑地の配置の方針

都市内に分布する田園、里山、屋敷林や鎮守の森およびはす川等の河川等の緑地は、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全や整備を図る。

里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した河川や湖の整備および幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。

(3) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針

施設緑地（都市公園等）

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観構成機能および防犯機能の確保や放射環状型緑地の形成を勘案し、歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備する。

地域制緑地（風致地区、緑地保全地区等）

都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を勘案して、風致地区や緑地保全地区の活用を図る。